

【別表】

介護保険

					利用料 (円)			
訪問 1 回につき算定	所要時間等	訪問看護費	20 分未満	保健師、看護師	3,140			
			30 分未満	保健師、看護師	4,710			
			30 分以上 1 時間未満	保健師、看護師	8,230			
			1 時間以上 1 時間 30 分未満	保健師、看護師	11,280			
			准看護師による訪問は上記利用料の 90/100 で算定					
			1 日に 2 回までの場合	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士			2,940	
			1 日に 2 回を超えて行う場合 90/100				2,650	
	介護予防訪問看護費			20 分未満	保健師、看護師	3,030		
				30 分未満	保健師、看護師	4,510		
				30 分以上 1 時間未満	保健師、看護師	7,940		
				1 時間以上 1 時間 30 分未満	保健師、看護師	10,900		
				准看護師による訪問は上記利用料の 90/100 で算定				
				1 日に 2 回までの場合	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士			2,840
				1 日に 2 回を超えて行う場合 50/100				1,420
<p>【注】・早朝(午前 6 時~午前 8 時)、夜間(午後 6 時~午後 10 時)の場合 100 分の 25 を加算 ・深夜(午後 10 時~午前 6 時)の場合 100 分の 50 を加算 なお、一月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問に係る加算を算定する。</p>								
加算項目			内容					
複数名訪問加算 (I) (30 分未満)			2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合		2,540			
複数名訪問加算 (I) (30 分以上)					4,020			
長時間訪問看護加算			特別な管理を要する利用者に 90 分を超える訪問看護を行った場合に算定		3,000			
月 1 回算定	緊急時訪問看護加算 (I) (月の初回訪問時に加算)			緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されているかつ、利用者から同意を得た場合に算定		6,000		
	緊急時訪問看護加算 (II) (月の初回訪問時に加算)			利用者から同意を得た場合に算定		5,740		
	特別管理加算 (I) (月の初回訪問時に加算)			在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること		5,000		
	特別管理加算 (II) (月の初回訪問時に加算)			在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡等の状態であること		2,500		
	ターミナルケア加算			ターミナルケア実施時に算定		25,000		
	看護・介護職員連携強化加算			月 1 回まで		2,500		

【別表】

初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成し、病院・診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合に算定	3,500
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定	3,000
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合算定	6,000